

第73回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：令和7年2月12日（水）

14：00～15：00

場所：ユートリー8階

多目的中ホール

司 会： 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます環境保全課県境再生・PCB廃棄対策グループの工藤でございます。

会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、事前に送付させていただいた、次第、出席者名簿、席図、資料1-1、1-2、1-3、資料2、資料3-1、3-2、3-3となっています。不足などございませんでしょうか。

それでは、ただ今から、「第73回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

本日は、藤原委員の代理といたしまして二戸市の小船様、三浦委員の代理といたしまして八戸圏域水道企業団の遠藤様が出席されておりますことをご報告いたします。また、小宮委員につきましては、都合により欠席となっております。

それでは、開会に当たりまして、環境エネルギー部長の坂本からご挨拶申し上げます。

坂本部長： 青森県環境エネルギー部長の坂本と申します。本日はよろしくお願いたします。

委員の皆様方には、御多用の中、本日の会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先程まで現場内をドローンで撮影した動画を上映しておりましたが、撮影を行った11月の現場は、植樹した木々が茂り、その紅葉も見られるなど、かつての自然豊かな森に戻りつつある様子をご覧いただけたのではないかと思います。

さて、現場内地下水については浄化が着実に進んでいますが、浄化が遅れている場所が局所的に存在することから、県では、今年度も引き続き、国からの財政支援を受けながら、早期の浄化終了に向けて全力で取り組んでいるところです。

本日の会議では、令和6年水質モニタリング調査結果、令和7年度水質モニタリング調査計画案、「環境再生計画」に基づく県の取組状況などについて御説明

することとしています。

委員の皆さまには、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

司 会： それでは、議事に移ります。ここからの議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、末永会長に議事進行をお願いいたします。

末永会長： 今年は大変な異常気象で、とにかく立春が過ぎた途端に本当に寒い日が続いておりましたが、今日は比較的暖かいといえますか、やや過ごしやすいかなど。ただ、逆に言えば、今度は雪崩とか、あるいは着雪等々がまた心配になってくるというふうな、融雪も心配になってくるという状況で、異常気象は大変であって。

田子町さんの場合はどうなっているか分かりませんが、多分、全県的に、あるいは仙台の方も今年は大分雪が降ったみたいですけども、大変苦勞されているんじゃないかなと思います。

そういう中で、皆さん方にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

先ほど申しましたが、私が会長をお引き受けして10年、その前に、実は10年間、実に22年間であります。最初の10年間、いろいろ議論し、その後、私がつまみお引き受けすることになって10年間議論しましたが、そこで、先ほど坂本部長の方からもありましたが、まだ若干の不安があるというようなことで、引き続き浄化対策を続けているということで、今回の会議になっているわけがあります。

顧みますと、やはり、こういう環境問題というのは、科学的な安全をきちんと確立することは当然のことではありますが、同時に、これはいつも山本町長さんが申されますように、住民の納得いくようにというようなこと、よく申されます。全くそのとおりでございまして、科学的な安全性の上に立って住民に納得していただいて、安心していただく。そのことが環境問題にとっては極めて重要なことというふうに思っています。

そういった意味で、1年間の区切りとして、来年度以降の計画もあるということですので、それを含めまして、皆さん方に忌憚のない御意見をいただいて、審議を進めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続き議題に入らせていただきます。

では、最初の案件でございしますが、「令和6年水質モニタリング調査結果」につきまして、事務局から御説明いただきます。石塚さん、よろしくお願ひしま

す。

事務局 : 青森県環境保全課の石塚と申します。座って説明させていただきます。

私からは、令和6年水質モニタリング調査結果を資料1-1、1-2、1-3に基づいて御説明させていただきます。

それでは、まず、資料1-1を御覧ください。

令和6年2月から12月までの水質モニタリングにおいて、周辺河川・湧水等、8地点で調査を実施した結果、全ての地点において、環境基準値を超える値は検出されませんでした。

次に周辺地下水については、6地点で調査を実施した結果、こちらも全ての地点において、環境基準値を超える値は検出されませんでした。

遮水壁内地下水については、流末部を含む16地点で調査を実施した結果、一部の地点において1,4-ジオキサンの環境基準値超過が確認されております。

1,4-ジオキサンの浄化の進捗につきましては、後ほど、資料1-3で御説明いたします。

では、2ページを御覧ください。

浸出水貯留池から事業地外への放流水の水質モニタリング結果についてですが、放流水の1,4-ジオキサン濃度は、周辺環境への影響が出ないように設定した計画処理水質を大きく下回っております。グラフに示すとおり、令和4年6月の浸出水処理施設運転停止後も計画処理水質を大きく下回る水準で推移しておりました。

なお、めくっていただいて、3ページ、4ページは、モニタリングの位置図を示しております。

3ページの別図1は、現場周辺の調査地点、別図2は、現場内の第一帯水層の調査地点、めくっていただきまして、4ページの別図3は、現場内の第二帯水層の調査地点。別図4は、現場内から汲み上げられた水がNo.2浸出水貯留池に流入する部分を流末部と呼称しておりますが、その流末部と、先ほど御説明した放流水の調査地点を示しております。

では、次に現場内地下水の1,4-ジオキサンの浄化の状況について御説明いたします。

資料1-3を御覧ください。

既設の注水井戸、大口径注水井戸、注水用横ボーリング及び浸透柵に雪解け直後の昨年4月上旬から11月下旬まで注水を実施しました。

注水用水は、現場外の茂市かん水用施設等からの取水により安定的に確保してきております。

では、具体的にどのような浄化をしているのかについても、改めて御説明いた

します。

4ページの別紙1を御覧ください。

上の枠囲みについてですが、清浄な水、きれいな水を注水しながら、汚染された地下水を汲み上げることで、汚染のない地下水に置き換える浄化手法を用いております。下に模式図を示しています。

まず、現場で一番高いところにある1号雨水貯留池にきれいな水を溜めておき、そこから現場の中にある注水井戸に水を行き渡らせるようにしております。

1号雨水貯留池から各現場内の注水井戸に水を送り込んでいますが、ターゲットとしている地下水の層は、地下約8m前後の第一帯水層と、地下約13m前後の第二帯水層であり、2つの層で地下水浄化を進めております。

汚染地下水の汲み上げのところですが、井戸から地中に横方向に管が出ており、管から地下水を幅広い範囲で集めて汲み上げる集水井戸と、そのポイントをターゲットにして汲み上げる揚水井戸の2種類を用いて、汚染された地下水を汲み上げております。

汲み上げた水は、浸出水貯留池に溜めて、浸出水貯留池で水質を確認の上、放流している状況となっております。

次に1,4-ジオキサン濃度の浄化状況について御説明いたします。

5ページの別紙2を御覧ください。

第65回協議会で了承された現場内地下水の浄化終了要件を左側に記載しております。②と④の文章を御覧ください。

まず②は、4つのエリアそれぞれについて、平均濃度の年平均値が環境基準値を下回り、かつ流末部の濃度の年平均値が環境基準値を下回った場合には、注水・揚水による浄化を終了する。これが終了要件の1つ目です。

次に④の文章を見ていただきたいのですが、全ての観測地点の測定結果が基本的に1年間継続して環境基準値を下回った場合には、浄化終了と判断する。これが、終了要件の2つ目です。

資料の右側が終了要件の達成状況を示しております。

先ほど、4つのエリアとお話しましたが、第一帯水層、第二帯水層で更にそれぞれ2つのエリア分けをしております。

第一帯水層は、オレンジで示している中央下流部と緑色で示している県境部で分けており、第二帯水層は、黄色で示している低濃度エリアと赤色で示している高濃度エリアで分けております。

この4つのエリアのうち、第二帯水層高濃度エリア以外の3つのエリアが平均濃度の年平均値が環境基準値を令和4年度中に下回っております。図面中の黒い星マークが令和5年度まで浄化終了した箇所を示しております。白い星マークが今年度中に1年間継続して環境基準値以下となった地点を示しております。

す。

第一帯水層の県境部で2地点、ア-29とCW-1、第二帯水層低濃度エリアで1地点、DW-20、高濃度エリアで3地点、DW-18、ア-48-2、ア-43となっております。

第一帯水層と第二帯水層の低濃度エリアは、それぞれのエリアの平均濃度の年平均値が環境基準値以下となっているため、第一帯水層、県境部の2地点と低濃度エリアの1地点は、今年度で浄化終了と判断しております。

高濃度エリアの3地点は、平均濃度の年平均値が環境基準値を上回っているため、この3地点を含めて、全8地点について引き続き浄化及びモニタリングを続けて参ります。

そして、高濃度エリアの平均濃度の年平均値については、一番下の表に記載しておりますが、令和6年12月時点で0.14となっております。令和5年12月時点では0.18でしたので、着実に浄化が進んでいるものと考えます。

また、流末部についても、令和6年12月時点で年平均値は0.081となっております。令和5年12月末時点の0.094より濃度が減少しております。

今後も注水、揚水による浄化対策を継続し、早期の浄化終了に向け、引き続き全力を挙げて取り組んで参ります。

私からは以上となります。

末永会長： どうもありがとうございました。

ただ今、事務局、石塚さんの方からの御説明に関しまして、何か御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

宇藤さん、どうぞよろしく。

宇藤委員： 第二帯水層の濃度が資料1-2を見ると上がったたり下がったりの変動が多いのですが、過去に説明していただいた時は、水の量を多くするとこの濃度が段々一定してくるという御説明でしたが、ここら辺がよくまだ分からないので、説明していただけますか？

末永会長： それでは、よろしく申し上げます。

事務局： 県境再生対策監の石岡です。私の方から説明させていただきたいと思います。

今、説明があったとおり、基本的には水を地下に流して行って汲み上げて、水を置き換えていくという方法になります。今までというか、茂市の取水が、去年、今年あたりから入ってきております。まだ濃度の高い井戸が何か所かありますので、その井戸に対して、特に多くの水を入れる、流すというふうなこと

をやっておりますけども、やっぱり、こういうところに濃度の高い箇所があるはずなんです。それに流れていったり、そこを避けて通ったりするという状況があるので、濃度が上がったり、下がったりするというふうなことになっていて、濃度が高いということは、地下の濃度の高いところの土を通っているというふうな状況であると考えております。

その注水も強化しているので、当然、水の広がりというのは、今までよりも大きいので、確実に濃度的には下がっていく、流れていくというか、置き換わっていくような状況にあると思っております。なので、暫く濃度の高い状況が続いた時に地下にある物質が出て行っているというふうに考えていただいて、出て行ってしまったら、高いところというのは少なくなりますので、徐々に下がって行って、落ち着いて、その後、低い状態を維持するというふうなことになるかと考えております。

以上です。

末永会長： 宇藤委員、今の御説明でよろしいですか。何か追加で。

宇藤委員： DW - 5の、濃度の濃い箇所に浸っていつているというふうに見ればいいですか？

事務局： そういうふうに考えています。

末永会長： よろしいですか。

その他、委員の方から、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ、鈴木委員。

鈴木委員： 八戸工業大学の鈴木です。

先ほどの宇藤さんの御質問は、DW - 5の地点の話ですね。これ、濃度が上がったり、下がったり、今年の濃度の話で。

それで、さっきの資料の1 - 3ですか。こっちの8ページですね。A3横の印刷してある資料、ここに左の下にDW - 5というグラフがあります。こっちを御覧いただきたいんですけども。

黒いマルがそれぞれの測定濃度、観測値になります。ここは、いろいろ変動しているというお話だったと思うんですけども。ここで、何で変動しているかという話ですと、例えば、今年になりますと、この黒いマルの後ろに縦の緑っぽい棒がありますよね。これが地下水を揚水した時の水の量になります。

つまり、今年1年だけなのかデータからは分からないんですけど。今までに比べて水を揚水する量、地下水を汲み上げる量が多くなっていますね。というこ

とは、地下水の水の動きが今までになく活発になっている。そうすると、地中に浸み込んでいたジオキサンが地下水の水の中に浸み込んで、それが出てきた。それでこういうふうになって濃度が高くなる。そういうふうにご理解してください。

ですから、このDW-5という地点は、今までの濃度のトレンドを見ても分かるんですけど、非常に変動しやすい場所です。何故かという、1つは、あまり揚水ができていない場所。地下水がなかなか集まらない場所ですね。

近年は、揚水ができるということで活発的に、積極的に揚水をすることで、1,4-ジオキサン濃度が高くなっている。という形で理解していただければいいのかなど。

末永会長： 鈴木委員、大変ありがとうございます。今の御説明は、事務局プラスでしていただきましたので、御納得いただけたかと思えます。要は、ガチャッとあるのが、バーッと、へばり付いていますからね。それで水量とか何かによってまた違ってくるといふことで、それで上昇したり下降したりという状況が出ているんだらうと思えます。

よろしいですか。

では、その他、もし、よろしいですか。後でもしありましたら、最後にまた時間を取りますので、その時、よろしくお願ひします。

それでは、次に案件の2でございますが、令和7年度水質モニタリング調査計画の案でございます。これに関しまして、工藤総括主幹の方から御説明いただきます。よろしくお願ひします。

事務局： それでは、私の方からは、令和7年度水質モニタリング調査計画について、資料2に基づき御説明させていただきます。

モニタリング計画については、3ページと4ページに添付しております第65回協議会です承された1,4-ジオキサンの浄化終了要件と、第66回協議会です承された1,4-ジオキサン以外の物質の浄化終了要件に基づき検討いたしました。

まず(1)周辺河川・湧水等の8地点については、全ての観測地点において、全調査項目が1年以上にわたり環境基準値を下回っていますが、現場内地下水の浄化対策を令和7年度も継続することから、今年度と同様の地点で調査を実施いたします。

次に(2)周辺地下水の6地点についてです。全ての観測地点において、全調査項目が1年以上にわたり環境基準値を下回っていましたが、現場内地下水の浄化対策を令和7年度も継続することから、今年度と同様の地点で調査を実施

いたします。

次に(3)の遮水壁内地下水についてです。遮水壁内地下水の説明に入る前に5ページの別紙3、1,4-ジオキサンに係る浄化終了要件の達成状況について簡単に御説明させていただきます。5ページを御覧ください。

1,4-ジオキサンの浄化終了要件は①として、4つのエリアそれぞれについて、平均濃度の年平均値が環境基準値を下回り、かつ流末部の年平均値が環境基準値を下回った場合には、注水・揚水による浄化を終了します。

②として、全ての観測地点の測定結果が1年間継続して環境基準値を下回った場合に、浄化終了と判断するということになっております。

今回、直近のモニタリング結果をこの浄化終了要件にあてはめた結果が、5ページの下表となっております。

第一帯水層の県境部エリア、中央・下流部エリア、第二帯水層の低濃度エリアの3つのエリアについては、既に浄化終了要件①の要件を達成しております。

次にこの3つのエリアの個々の観測地点について、その測定結果が1年間継続して環境基準値を下回った地点、第一帯水層の県境部エリアでは6地点、第一帯水層中央・下流部エリアでは4地点、第二帯水層低濃度エリアでは13地点の合計23地点について浄化終了と判断し、モニタリングを終了しております。

現在は、残りの4地点についてモニタリングを継続しているところです。

次に第二帯水層の高濃度エリアと流末部については、年平均値が環境基準値を上回っており、①の要件を満たしていないことから、エリア内の全8地点及び流末部1地点の合計9地点でモニタリングを継続しているところです。

今後も今までと同様に浄化終了要件を満たした地点から順次モニタリングを終了していくこととしております。

もう一度、1ページにお戻りください。

(3)の遮水壁内地下水の「ア 井戸」については、令和6年度当初は15地点でモニタリングを実施してきました。6ページの別図2と7ページの別図3を御覧ください。

令和6年12月までのモニタリングの結果、6ページの別図2の黄色に色付けしているCW-1とア-29の2地点と、7ページの別図3のDW-20については、1年以上継続して、環境基準値を下回ったことから、浄化終了と判断し、この3地点について、モニタリングを終了しております。

令和7年度は、これらの3地点を引いた12地点について、今年度と同様に年6回実施したいと考えております。

次にイの流末部についてです。7ページの下別図4を御覧ください。

浸出水処理施設の撤去工事開始後から、No.2浸出水貯留池への流入口を流末部の測定地点としてモニタリングを実施しております。この地点については、

環境基準を上回った値が確認されておりますので、今年度と同様に週1回の年52回モニタリングを実施したいと考えております。

次に(4)の放流水です。

浸出水処理施設の撤去工事開始後から、No.2 浸出水貯留池からの放流口を測定地点としてモニタリングを実施しています。

なお、現場外への放流水の水質を確認するため、測定回数は今年度と同様に週1回、年52回モニタリングを実施したいと考えております。

2ページにお戻りください。

最後に(5)のpH及び電気伝導率についてです。

pH及び電気伝導率は、現場周辺及び現場内の観測地点において、1,4-ジオキサンの調査に合わせて実施いたします。

以上から、令和7年度水質モニタリング計画案について、調査回数及び調査項目は、8ページの計画表(案)のとおりとしたいと考えております。

最後に9ページを御覧ください。

9ページには、見え消し版を添付しております。黄色の色付けしている測定地点が、浄化終了と判断され、今年度でモニタリングを終了した地点となっております。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、総括主幹の方からありました、来年度の計画、モニタリング調査計画案につきまして、御意見、御質問いただきたいと思っております。何かありますでしょうか。

はい、どうぞ、よろしく申し上げます。

遠藤委員： 代理で参りました、水道企業団の遠藤です。よろしくお願ひいたします。

浄化が徐々に進んでいるというのは感じております。

資料の1の方とも絡むんですけども、測定回数が1回というところが5か所あるんですけども、その結果の方、資料1、2で最小値、最大値も示されているんですが。測定回数1回であれば、最小、最大は要らないんじゃないのかなと考えております。次回まで、ここの表し方、検討していただければと思います。

以上です。

末永会長： そういう御意見だけど、いいですか。

では、そのような形でこれから書いてください。

その他、御意見、御質問。

もし、特段なければ、この8ページになりますが、ここ、令和7年度水質モニタリング調査計画（案）とありますが、この案を取りまして、計画という形において御了承いただいたということにさせていただきたいんですが、よろしいですか。

じゃ、そのような形にさせて、県の方、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、3番目、案件の3番目ですね。環境再生計画につきまして、事務局から御説明いただきます。よろしく願いいたします。

事務局：環境保全課の今と申します。座って説明させていただきます。よろしく願いします。

それでは、案件（3）について、資料3-1「環境再生計画に基づく県の取組状況等」に基づき御説明いたします。

まず1つ目といたしましては、自然再生、森林整備についてでございます。

自然再生については、八戸市森林組合と連携し、つる植物やグミの剪定等により植栽地の管理を行っております。

また、令和6年7月には、八戸市森林組合に生育状況を評価してもらい、植栽地の全体的な生育状況はおおむね順調であるとの評価をいただいております。

次に2つ目といたしましては、地域振興でございます。

本県の有効活用エリアについて、岩手県との一体的な利活用の実現可能性を探るため、引き続き情報収集を行っております。

なお、岩手県では、令和7年1月に「第5回県境不法投棄事案に関するフォローアップ会議」が開催され、令和6年9月に実施した岩手県側の現場跡地の公売に向けた市民・企業向け現場等説明会の結果及び今後の公売スケジュール等について説明が行われたところであり、公売時期は、その下の方にありますが、令和7年度を予定、また、公売面積は、約15haとなっております。

資料3-2が、岩手県のフォローアップ会議の資料となりますので御覧ください。

資料3-2についてですが、会議資料については、公売関係の資料のみを抜粋しており、また、この会には、本県からは出席していないため、これ以上の詳細については不明となっております。

資料3-2の中で、1ページ目は、岩手県側の次第となりますので、2ページ目を御覧ください。

2ページ目は、岩手県の資料としては、資料2-1となり、こちらは令和6年9月に開催された市民・企業向け現場等説明会の開催結果となります。

その中で公売に関してですが、3番の説明事項（2）の①において、不法投棄

現場跡地の処分時期としては、令和7年度に実施予定であること、また、一番下の方にあります「4 参加者へのアンケート結果(資料2-2)」においては、現在は、2社、あるいは2名から土地の取得を検討しているとの回答があったところです。この詳細につきましては、次のページを御覧ください。

資料2-2は、市民・事業者向け現場等説明会に係るアンケートの集計結果となります。

この中で4番の現場の取得についてですが、「取得を検討している」というのが、回答数が2とあります。

また、次の5番の現場の利用方法について見ますと、1つ目は、事業用地として検討している、2つ目は、自己託送用の太陽光発電所の建設用地として検討している、との回答があったところです。

なお、自己託送用というのは、売電目的ではなく、自社で発電した電気を電線等を使って、自社の工場などの施設に送電して使用するために使用するということとなります。

次のページを御覧ください。

次のページは、A3横の資料で、資料4となりますが、今後の活動内容について、こちらは、岩手県の公表している資料となっております。

その中で令和5年度と令和6年度の活動実績と令和7年度の活動予定が記載されており、令和7年度を見ますと、6月頃から公売手続きを行う予定であるとの記載があります。

岩手県の公売に関する説明資料については以上となります。

資料3-1に再び戻っていただきまして、3つ目の情報発信について御説明いたします。

まず(1)ウェブアーカイブの更新についてですが、環境モニタリング調査結果、植栽地の定点撮影写真、原状回復事業の記録等については、速やかに更新しております。

なお、令和6年11月時点の植栽地の定点写真撮影は、資料の一番後ろにありますA3横の資料3-3のとおりとなります。

資料3-3を御覧いただきたいと思います。

この定点写真については、平成27年6月から順次実施しており、アーカイブに掲載しているところです。

定点につきましては、全部で12地点あります。この中で定点11、右下の方になりますが、定点11につきましては、現場入口付近となりますので、毎月定点撮影を行っております。

定点11以外につきましては、冬の時期は現場内が雪でほとんど入れなくなるため、4月から11月までの期間で定点撮影を行っております。

再び資料3-1に戻っていただきたいと思います。

次は、アーカイブの年間アクセス件数の表となります。今年度は、12月末時点となりますが、その表にありますとおり、3,527件となっており、昨年度同期につきましては、下の※にありますとおり、4,104件となっております。

これらを比較した場合、件数では577件の減、割合につきましては、前年比85.9%となっております。

更に下の※に記載しているとおり、令和5年度から県ホームページのアクセス件数の算出方法が変更となっており、これまでより少なく算出されると、県のホームページ担当者から聞いておりましたので、件数の減少については、この算出方法による影響も幾らかはあるのかと思われます。

次のページを御覧ください。

次は、(2) 県境不法投棄現場跡地動画の公開についてです。

これは、本協議会開催前にスクリーンに映していたものとなります。

この動画作成の発端につきましては、昨年度、本協議会の委員でもあります東北福祉大学産業福祉マネジメント学科の野呂准教授に御協力をいただき、御自身のゼミの学生に対して、検討テーマの1つとして、ウェブアーカイブの利活用や情報発信方法を取り上げていただき、学生による現場見学や意見交換を行ったことによるものです。

その結果、学生から「動画をウェブアーカイブで公開することで、より空気感を伝えることができる」という意見がありましたので、令和6年11月にドローン撮影を行い、タイトルを「青森・岩手県境不法投棄現場跡地(令和6年11月)」として、同年12月に動画サイトYouTubeに公開したところです。

また、平成12年から令和6年までの現場跡地についても、スライドショーにして、先ほど上映したものですが、こちらもYouTubeに公開したところです。

なお、ウェブアーカイブからも視聴できるように載せておりますが、参考までに動画部分につきましては、直接YouTubeで視聴できるように今回の資料にQRコードを載せましたので、もしよろしければ後日視聴いただければと思います。

今年度につきましては、ドローン操作とYouTube用の動画作成というのが、今回、初めてであったため、至らぬ箇所が散見されると思いますが、来年度については、例えば、撮影時期をもう少し早めたりするとか、改めて作成してみたいと考えております。

次に(3) 現場見学につきましては、不法投棄現場の原状回復状況や森林整備状況等を直接見ていただけるよう、今後も現場見学の希望に対応していきます。

なお、今年度は40名の見学者があったところです。

過去3年間の見学者数については、表の左側のとおりです。

次に（４）公共施設等での資料展示につきましては、田子町立上郷公民館、現場事務所、田子町立図書館で資料展示を継続しているほか、田子町立図書館には、ウェブアーカイブの主要部分を印刷した資料を配置しております。

次に（５）教育機関等との連携についてですが、今年度は、令和６年１０月に県内の全高等学校、県立高校が４６校、私立高校が１７校に対して、ウェブアーカイブの周知に係る依頼文書を発出したところです。

なお、昨年度においては、下の※で記載しているとおり、田子町の周辺自治体の小学校と八戸市及び三戸郡内の中学校に対して依頼文書を発出するとともに、大学関係では、先ほど、動画の箇所でも説明いたしましたが、本協議会の委員でもあります野呂准教授の御協力をいただき、ゼミの学生に対して、ウェブアーカイブの利活用や情報発信方法を取り上げていただき、現場見学や意見交換を行ったところです。

本事案の解決に向けたこれまでの取組については、ウェブアーカイブを通じて、来年度も引き続き周知を図っていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

それでは、皆さん方から御質問等をいただきますが、その前に今日も岩手の小船課長さんがおいでになっていますので、先ほど、岩手県のフォローアップ会議の内容を若干、資料に基づきました御説明いただきました。小船課長、何かありましたら。

小船委員： 代理で参りました、二戸市の小船と申します。

岩手県側のフォローアップ会議は、１月２３日に行われ出席して参りました。資料３のとおりでございます。公売の時期は、岩手県の方では６月というふうに予定されていると説明があったところでございます。

水質モニタリングの報告もその中で報告がありまして、２年間、基準値を超えなかったということで、岩手県側では、水質検査は令和６年度をもって終わるという報告がありました。

二戸市でも独自で水質検査をしていた箇所があったのですけれども、岩手県の報告を受けまして、市で行っている水質モニタリング検査は、今年度で終了というふうになりましたので、この場を借りてお知らせいたします。

以上でございます。

末永会長： どうもありがとうございます。

これを拝見していて、青森県と向こうが違うのは、向こうは南の方に向かって

なだらかな傾斜なので丁度いいかなと。ただ、どのぐらいの規模でやるのか。ある会社を作って、それを自家電源として使うということですので、それなりの。要するにF I Pとか、F I T（フィット）ですね、固定価格。あれは全然使わないなということが分かりましたので、そういう方向で動けばよろしいのかなって、勝手に思っています。

小船課長、ありがとうございました。

それから、大変恐縮ですが、野呂先生に大変御尽力いただきまして、昨年度ですね、令和5年度、ゼミの学生、それから野呂先生がいろいろ御指導されたと思うんですが。それも参考に先ほど、ここでされました、ああいうものを作ったり、されておりますので、先生、その辺、ちょっとまた何か御紹介いただけますか。その後のことでも結構です。

野呂委員： 東北福祉大学の野呂でございます。

資料にございますとおり、昨年度になります。学生の方、見学、御協力いただきまして本当にありがとうございました。

正直申し上げて、学生が事前に調べた段階で、やはり我々委員は、ずっと会議に出ているので分かっていたことが、全く分からないんだな、あと伝わらないんだなということが非常によく分かりました。

現場見学をして、こんなに広がったんだというのが第一声と、あと、ここに全部ごみが埋まっていたの？という驚きがありまして、その表現というか、伝えるというのがとても難しいんだなということが改めて理解されました。

なので、多分、小中学生も見学されるということで、少しでも分かりやすく伝わるということで、学生が視点を絞って、青森県と意見交換をさせていただきながら、非常につたない報告ではあったんですが、一応、御報告をさせていただいた。その結果が、大半が動画とか、目に見える形の工夫というのが必要ではないかということを示したと。それを応用していただいて、今回、ドローンで作成いただいたということになっています。

今後は、この1年間何も我々はタッチをしていなかったんですが、おそらく見方、見せ方ということ。特に日本で類まれなる産業廃棄物の投棄事件ということで、これが全く伝わっていない。伝わっていないということに関して、やはりこれだけ長い時間、我々も苦労して協議会も含めて対応しているということを何とか伝えていくという方法を計画的に考えていくということが大事ではないかなというふうに感じております。

何よりドローン撮影とか、一歩進んだかなと思いますので、本当にありがとうございました。以上です。

末永会長： 野呂先生、どうもありがとうございました。

本当に今、野呂先生からございましたけれども、益々そういうことを知らせるためのアーカイブの更新とか、あるいは現場見学会ですね。あるいは、資料の展示等々とも必要になると思うし、これらをどう充実させていくかということが必要になるかと思しますので、県と田子町さんの方でいろいろ考慮されながら、是非、情報発信していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、御意見、御質問、宇藤委員。

宇藤委員： 野呂先生のやってくださったドローンの撮影、とても見やすくて良かったと思います。ありがとうございました。

私たちが現場見学を6月と10月にさせていただきました。その時の人数は、6月の時点は16人、それから10月の時点は6人で行かせてもらいましたが、何か、ここの数字がちょっと合わないなと思って。

それで、この表だと、私たちは一般には入りますか？

事務局： 10月の分をカウントしていませんでしたので、修正いたします。

宇藤委員： それと、実際に現場を見た人たちは、植樹をした人たちが凄く感激していました。こんなに大きくなっての、良かったねって。その時に興味を持ったのがグミでした。県の方たちが、グミが凄くなりますよって教えてくれたので、秋の時点では、グミを採りにいきましょうって。

末永会長： 採って、あれジャムにしてもらいましたよ、私。

宇藤委員： 去年はできたそうですが、先生、今年は全然グミがなっていませんでした。

それで、グミはなってなかったけど、栗は拾ってきました。栗とキノコが少々。あとは、クマが出るよという、そういう恐ろしい話も聞いて帰りましたけど。

是非、現場見学は、これからも続けさせていただきたいなと思っておりまして、よろしく願いいたします。

末永会長： どうもありがとうございました。

先ほど、野呂先生の方からもありましたけども、本当に全国的にも瀬戸内の豊島と並んで、ここも本当に大変な費用がかかったんです。費用だけじゃない、時間もかかって、いろいろ原状回復等々やってきましたけども。あそこは、瀬戸内ということで大変有名になりましたけども、こちらはあまり全国的に取り上げられることもなかったもので、益々これからは、こちらにも本当に大変だった

ということ。大変というか、こういうふうなことになる、環境破壊というのは、こういうことなんだと。環境再生というのは、大変厳しいんだということも、本当にいろいろな形において発信していく必要があると思いますので、宇藤さんも本当に何度も行って。クマにだけは気を付けていただいて、是非、お願いしたいと思います。

山本町長、田子町さんとしては、こういうことの中で何か感じていらっしゃる、ございますか。

山本委員： 教育に関することでは、今、5年生を対象にして、現場見学をしているので、我が町の子どもたちは、ある程度、他県の高校に行っても、唯一分かっている子どもたちということになっておりますので、そこは、やはりいいことだなと思っておりましたが。ここで、全高校に対して、ウェブアーカイブの、こういうのがありますよといったようなことでお知らせをしているということだったんですが。ここは、我々には分からないところでもありますし、どんな反響があったのかなというのは、本当は聞きたいところです。

末永会長： ありがとうございます。

その辺、もし、何かそういうことで聞いていることある？

事務局： 動画につきましては、12月末頃にあげましたので、まだ3桁はいつていない状況です。

末永会長： 現場に直接来られて、さっきの野呂先生はあれですけど、現場に来られて初めてよく分かるということがあるので、その辺の、例えば、アンケート、そんなことも本来はできれば。あるいは更にアーカイブや何かの発信の仕方も変わってくると思うので、時間とか、費用の部分もかかりますので、その辺もこれから検討していただくというふうなことも。これは、県と田子町さんの方でやっていただきたいなという。坂本部長、何か。

坂本部長： 今、アーカイブの来年度予算、全体の情報発信を強化しようということで予算要求していますので、もしかすれば、その中でいろんなもの、県境に限らず、我々、環境エネルギー部の仕事って、意外と知られていないものが多いんですね。例えば、水質のモニタリングとか、大気汚染のモニタリングとか、あるいは、産廃の不法投棄の監視とかね。非常に大事なことをやっているんだけど、なかなか県民の方々、市民の方々に分かっていただけないので、これをどう上手く発信していくということのための事業を今、考えていますので、そう

いった中でこの県境の先ほどの動画もありましたけども、非常によく分かりやすく良い材料になると思いますので、いろんなことを考えてみたいと思います。

末永会長： 是非、来年度予算でどうなるか。

是非、お願いしたいと思います。

宮下知事も、環境問題に関しては、いろんな形において、本当に頑張っていると思いますので、一つよろしくをお願いします。

その他、委員の皆さん方、はい、どうぞ。

山本委員： 跡地利用ですね、2番目の。地域振興です。

それで、青森県さんの立場としては、岩手県側さんの状況を見ながら、適切なタイミングで声掛けをするという、そういう立場だったと思うんですけども。来年度の6月に公売が実施されるということで、タイミング的にはどうなのでしょう。タイミングを逸してしまったのか。これからチャンスが巡ってくるのか。そこら辺、ちょっと分からないんですけども。もしかしたら、岩手県さんと一緒に地域振興をやろうという立場でいたわけですけども。もしかしたら青森県だけで考えていかなきゃいけないという場面も出てきます。

そこら辺、どのようなお考えでいらっしゃるか。

末永会長： はい、どうぞ。

事務局： 皆さん御承知のように、岩手県側は来年度公売の手続きに入るということ。青森県としては、注水のための貯留池としてしばらく使っていかなければならないというふうな状況になっていますので、一緒にというのは、不可能だろうと現段階では思っています。

ということになれば、やっぱり県独自のものを考えていかなければならないのかなというふうな状況です。

末永会長： 岩手県さんも、はっきり言って何回か方針が変わっているわけで、漆を入れてみたり、ダメだったり、その後、一時期は水素うんぬんって、それは止めた方がいいって、この席で大変口幅ったく言いましたけど。今度、太陽光ということで。太陽光、一番現実的かなというふうな気はいたしますけども。ただ、地形の問題として、青森県の現場について太陽光は全く無理ですね、あそこは。沢ですから。北向きというか、北西の方を向いていますから無理です。ああいうところに太陽光パネルはダメだし、雪、岩手、浄法寺のあそここのところ、雪、どのくらいか分かりませんが、南の方に傾斜、なだらかですから、あるいは

パネルはいいのかなという気はします。ただ、太陽光パネル、98%は中国製ですから、その辺は十分地域振興にどうなるかなということがありますけど。

それは、今、対策監が言った通り、青森県としても、そういうふうな形で岩手県さんが動いていった場合は、こちらもそれに対して、特にどうするかということ。この次の中で議論でもすればいいかなと思っています。よろしくお願いします。

事務局： まずは浄化、これが終了するということが先です。

末永会長： そうです。そこが問題。岩手は終了したということですので。

事務局： その上で、地元の方がそれで納得いただくと。

末永会長： そうですね。その他、ございますでしょうか。
宇藤さん。

宇藤委員： そのことについてですが、青森県の場合は、森の再生ということで取り組んできたと思うので、公売とかそういう部分になると、この間、町長さんもおっしゃっていたんですが、公売とかになると、なかなか、今まで頑張ってきたことが、何か無になるでもないけど、見えなくなってしまう部分があるので、私は、夢みたいなことなんです、田子の場合は、みろくの滝に行く途中に、県境の、あそこが、今まで県境のあれだったんだよって。あと30年も経たないと、森に完全にはならないっておっしゃるんですが。それでも、年数が経っても、あそこがこうだったんだよって。あそこのところ、県境不法投棄の場ってすると、ちょっといいイメージがないので、森の名前を公募でもして、今まで野呂先生もおっしゃっていただきましたけど、今まで苦労してきた部分が、是非、学生さんたちとか、私たちの後の人たちに、よく残るようにやっていただきたいなと思っていました。

末永会長： ありがとうございます。

さっき、対策監もおっしゃってくださった。要するに青森として独自に考えていかなきゃいけないことがたくさん出てきましたので、今の宇藤さんの御意見等々踏まえて、来年度以降、県の方と、あるいは、その場合は山本町長以下、田子町さん、いろいろと検討されると思いますので、よろしくお願いいたします。

その他、よろしいですか。

町長、どうぞ。

山本委員： このお話は、多分、岩手県のお話なので、こちらではなかなか分からないところだと思うんですが。ちょっと共有していただければなと思うんですが。

岩手県の方では、この跡地利用については、いろんな方々がいろんな話し合いをして、いろんなゾーニングをしたりしていたんですね。今回は、売却となっているんですが。その全てを売却なのか、一部ゾーニングした部分だけを売却なのか、気になるところがありまして。それらを考えた時に、岩手県の今までのいろいろ話し合いになっていた部分と、青森県がどう関わり合えるのかという話がとても重要な話だと思っていたんですが。

そういう意味で、青森県の方に岩手県の方から、こんなふうに、将来、こう繋ぐんだよとか。その話し合いが行われる機会というのはあったのか、あるいは今後あるのかというのが心配なところですね。

結局、売却だけやっちゃって、あとは終わりですよという話になったら、今までの話、何だったの？という話に当然なるし、我々も、待っていたのは、地域振興が岩手県も何等かの格好で地域の皆さんが納得できることに取り組んでいるので、そこに合わせて何かできないかと思って、待っていたはずかなと思っておりますので、できれば、その情報の共有についても、県の方でできるのか。あるいは、二戸市さんと我々も一緒になって考えなくちゃいけないことなんです。ここをもう少し何かできないのかという話が可能かどうかという部分を聞きたいです。

末永会長： どうですか、部長。

事務局： 残念ながら先ほど御紹介した会議の御案内はこちらにはなかったと。ちょっと私も、後で報告を受けて、それでいいのかな？というのは考えておりました。

今後、岩手県の方とも改めてまた、いろんな情報交換は進めていかなくちゃいけないかなと思っております。

末永会長： 勿論、それぞれ県の独自性があるべき形ですけど、先ほど、山本町長がおっしゃったように、これまで、我々の方としては、十分、岩手県の動きを見ながらということでありましたので、そういう中において、一定の方向性を出してきた、それと青森県はどう関われるのか。その辺までも含めまして、ちょっと情報をよろしくお願いします。

その他、よろしいですか。

それでは、これで第73回の協議会を終らせていただきたいと思います。よ

ろしいでしょうか。

それでは、マイクをお返しします。

司 会： それでは、以上をもちまして、第73回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

次回開催は、1年後の2月頃を予定しております。

本日は、ありがとうございました。

末永会長： どうもありがとうございました。